

改正後

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。

- 一 放射線の人体に与える影響 三十分
- 二 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 一時間
- 三 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 三十分

改正前

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第一項に定める時間数以上とし、また、規則第二十一条の二第一項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第二項に定める時間数以上とする。

第一項	第二項	項目
三十分	三十分	放射線の人体に与える影響
四時間	一時間三十分	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
一時間	三十分	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令
三十分	三十分	放射線障害予防規程